

建物全体についての消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、()の全体についての防火管理業務に必要な事項を定め、火災等の災害の未然防止及び災害による被害の軽減をはかるために必要な事項について定めるものとする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当ビルの管理者、従業員及び出入りするすべての者に適用するものとする。

(各事業所等の権限の範囲)

第3条 各事業所における管理権原者の権限の範囲は別紙1のとおりとし、防火管理業務についての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

(統括防火管理者の権限及び責務)

第4条 統括防火管理者は、()とし、この計画に定める一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 全体についての消防計画の作成及び変更並びに各事業所の消防計画の作成指導に関すること。
 - (2) 消火、通報連絡及び避難誘導等の訓練の実施に関すること。
 - (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査及び消防用設備等の点検の実施指導並びに施設器具等の不備欠かん箇所改修及び修理について事業主への報告に関すること。
 - (4) 事業所の防火管理業務に関し、各防火管理者及び防火担当責任者（以下「防火管理者等」という。）に対する指示、命令及び相互の連絡に関すること。
 - (5) 防災教育の実施に関すること。
 - (6) 防火管理上必要なときの各事業所への立入に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要な事項。
- 2 統括防火管理者は、防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、作成または変更した「全体についての消防計画」の内容を各事業所に周知すること。

(各事業所の防火管理者の責務)

第5条 各事業所の防火管理者は、次の事項を統括防火管理者へ報告しなければならない。

- (1) 各事業所の用途及び設備を変更するとき。
- (2) 各事業所の消防計画を変更するとき。
- (3) 改修及び改造等の工事を行うとき。
- (4) 危険物を持ち込み貯蔵、使用するとき。
- (5) 臨時に火を使用するとき。
- (6) 火気使用設備器具を新たに使用するとき。
- (7) 催物を開催するとき。

2 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する「全体についての消防計画」に適合するよう各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなくてはならない。

3 各事業所の防火管理者は、相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

(消防署への報告)

第6条 統括防火管理者は、次の事項について消防署へ届出報告及び連絡を行うものとする。

- (1) 全体の消防計画及び事業所の消防計画
- (2) 建物および諸設備の設置又は、変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続き事務
- (3) 消防用設備等の点検結果報告書の提出
- (4) 火災予防上必要な諸設備の検査を実施するための指導要請
- (5) 防災教育、訓練実施時における事前通報及び指導要請
- (6) その他法令に基づく報告の手続き及び防災管理について必要な事項

(防火管理業務の委託状況)

第7条 防火管理業務の委託の一部又は全部を、別紙2のとおり委託する。

第2章 予防管理対策

(点検、検査の実施)

第8条 消防用設備等の点検及び建物、火気使用設備器具等の検査は次のように行うものとする。

- (1) 消防用設備等の点検は、()に委託して行うほか()の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。
- (2) 建物等の検査は、各事業所の防火管理者が定める消防計画に基づき実施するものとする。ただし、共用部分については、ビル所有者が実施するものとする。

(点検、検査の実施回数)

第9条 消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次により実施するものとする。

- (1) 消防用設備等の点検 月 日・ 月 日
(2) 建物等の検査 月 日・ 月 日、ただし必要に応じて
防火管理者が実施回数を定めるものとする。

(点検、検査の結果等の報告)

第10条 第8条第1号及び第2号の規定に定める点検検査を実施した者は、点検・検査の結果を各防火管理者等に報告しなければならない。

(不備欠かん箇所改善報告)

第11条 各事業所の防火管理者等は、不備欠かん箇所の改修結果又は改修計画を統括防火管理者に報告しなければならない。

(不備欠かん箇所の整備の促進)

第12条 統括防火管理者は、不備欠かん箇所が整備されていないと認める場合は、事業主に助言することができる。

(避難施設・防火設備等の管理)

第13条 統括防火管理者及び各防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 廊下、階段、避難口、避難通路その他の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖障害となるくさびや物品を置かないこと。

イ 防火戸に隣接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第14条 自衛消防組織（以下「自衛消防隊」という。）は、本部隊と地区隊を設け、地区隊は各事業所において編成し本部隊は、別紙3のとおりとする。

(自衛消防隊長の権限及び責務)

第15条 自衛消防隊長は、火災及び震災等の災害活動並びに訓練の実施にあたって指揮、命令等の一切の権限を有するものとする。

2 自衛消防隊長は、本部隊と地区隊とが有機的な活動ができるよう総括的な指揮をしなければならない。

(避難経路図等の掲示)

第16条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外に通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成して全員に周知徹底しなければならない。

(自衛消防隊の活動)

第17条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 本部隊と地区隊とは、相互に協力して災害に対処するものとする。
- (2) 本部隊は、自衛消防活動の中核をなし、火災等の発生地区隊の各係員と協力して災害活動にあたるものとする。
- (3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した当該地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の防火管理者等が定める消防計画によるものとする。
- (4) 通報連絡場所は、()とする。
- (5) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、近接する地区の火災があった地区隊又は自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いて、全て避難誘導にあたるものとする。
- (6) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が、防火対象物の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(活動班員の任務)

第18条 本舞台の通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班の任務は別紙4のとおりとする。

第4章 震災対策

(震災の予防措置)

第19条 防火管理者等は、点検、検査にあわせて地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 統括防火管理者は、大規模な地震発生にともなう警戒宣言が発令された場合は、すべての防火管理者等に周知徹底を図るものとする。

(自衛消防隊の装備)

第20条 自衛消防隊の装備及び管理は別に定めるものとする。

(応援出場)

第21条 応援出場は、次に掲げる場合に本部隊を応援出場させ、あるいは資器材を提供することができるものとする。(1) 当該建物に延焼する恐れがあるとき。

(2) 地震等による災害で応援を必要と判断したとき。

(3) 前各号以外で近隣建物の管理権原者から応援要請を受けたとき。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第22条 防災教育は、従業員全員に対して行う講習会を防火管理の業務に従事する者に対して行う研究会の2種類とし、次により実施するものとする。

- (1) 研究会は、春・秋の火災予防運動にあわせて統括防火管理者が実施するものとする。
 - (2) 講習会は、年()回実施するものとし、その実施方法は、事業所の防火管理者が定める消防計画によるものとする。
- 2 統括防火管理者は、事業所の防火管理者等と協力し、防災に関する資料を作成する。

(自衛消防訓練)

第23条 自衛消防訓練は、全事業所が参加して行う訓練と各事業所単位で行う訓練の2種類とし、次によるものとする。

(1) 全事業所が参加して行う訓練

全事業所が参加して行う訓練は年()回実施するものとし、自衛消防隊長が指揮するものとする。

(2) 各事業所単位で行う訓練

各事業所単位で行う訓練は年()回以上実施するものとし、その実施方法は事業所の防火管理者等が定める消防計画によるものとする。

- 2 訓練の実施方法は、別に定める「訓練実施要領」により行うものとする。
- 3 各事業主は、訓練実施にあたって従業員を積極的に参加させなければならない。
- 4 各事業所単位で実施しようとする訓練については当該事業所の防火管理者は、統括防火管理者にあらかじめ通知しなければならない。
- 5 統括防火管理者は、全事業所、各事業所単位で行う訓練を実施する場合はあらかじめ消防署長に通知するものとする。

付 則 この消防計画は、 年 月 日から実施するものとする。

各管理権原者の責任範囲

No.	事業所名	管理権原者 役 職・氏名	責任範囲
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※管理権原者が建物内に多数存在し、各管理権原者の責任範囲を本表に明示することが困難な場合は、図面等に当該管理権原者の責任範囲を明記すること。

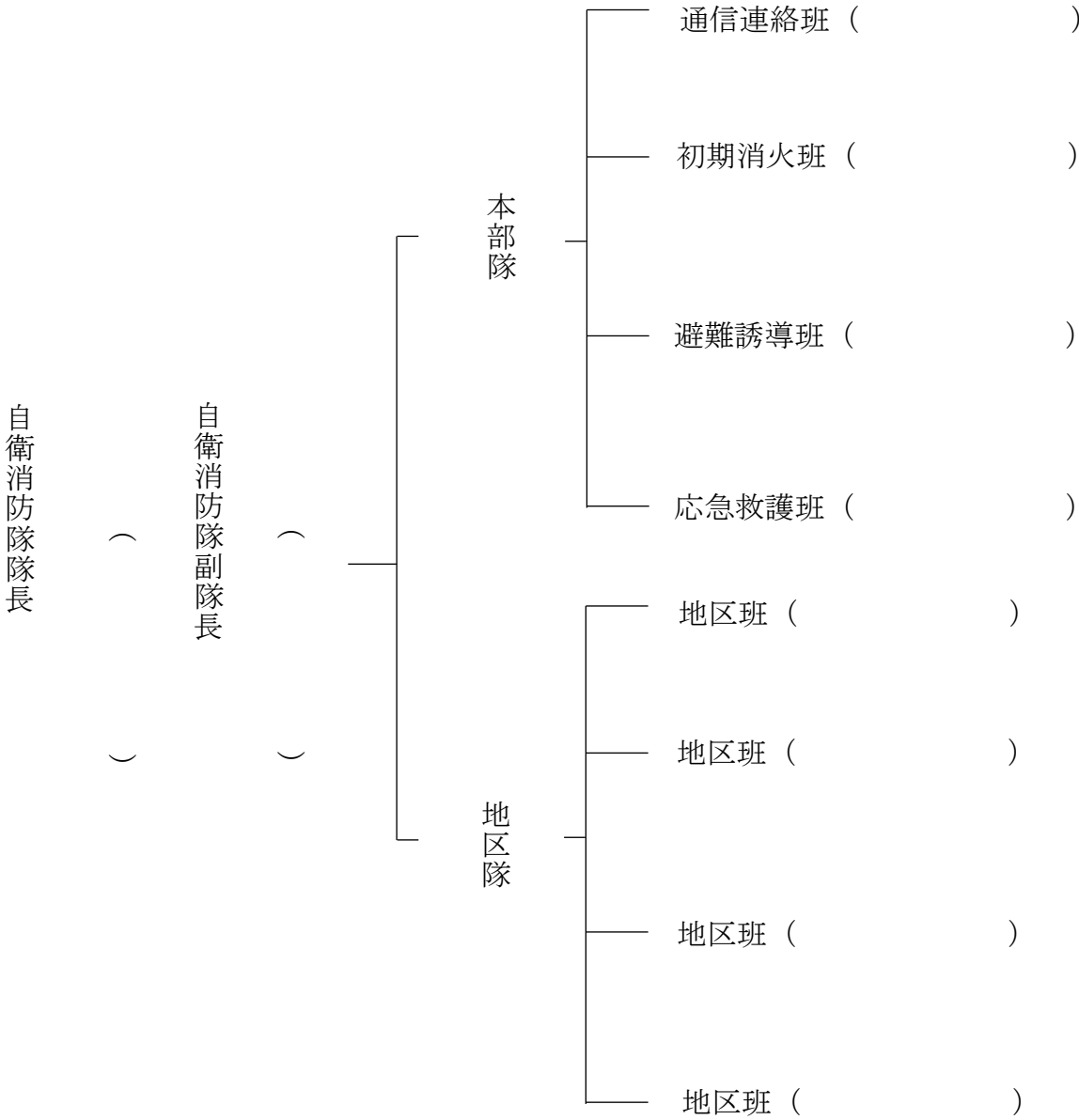
防火管理業務の委託状況

(年 月 日現在)

(方式)

防火管理対象物名	
管理権原者氏名	
統括防火管理者氏名	
受託者の氏名及び住所 ※法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地	氏名(名称) 住所(所在地) 電話
	担当事務所 電話
受託者の行う防火管理業務の範囲	
受託者の行う防火管理業務の方法	

自衛消防隊（本部）組織



本部隊各班任務

1 通報連絡班

- (1) 指揮本部の設置
- (2) 災害情報及び資料の収集
- (3) 全事業所への災害の通報
- (4) 自衛消防隊長の指示、命令の伝達及び地区隊との連絡
- (5) 公設消防隊への連絡及び情報の提供

2 初期消火班

火災発生地区隊等の消火係員と協力し、消火施設等を活用して災害の極限防止にあたる。

3 避難誘導班

- (1) 地区隊と協力して避難誘導を図る
- (2) 避難誘導者の確認と報告
- (3) 避難器具の操作

4 応急救護班

- (1) 救護所の設置
- (2) 応急手当の実施
- (3) 負傷者の確認と記録
- (4) 救急隊との連絡